



平成29年10月公表

人事行政の運営などの状況

●問い合わせ先 役場総務課

香美町の職員の任用、給与、服務など人事行政の運営の状況について、平成28年度の概要をお知らせします。

これは「地方公務員法」および「香美町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、人事行政の公平性、透明性を高めることを目的として行うものです。

1 職員の任免および職員数の状況

①採用と退職

職種	採用	退職
一般行政職	5人	10人
教育職	1人	—
企業職	6人	6人
医師職	—	1人
看護職	—	1人
技能労務職	—	1人
合 計	12人	19人

※採用は平成28年4月2日～平成29年4月1日

※退職は平成28年度中

※企業職は公立香住病院の職員で、医師、看護師など

②部門別職員数の状況

職種	職員数		対前年 増減数
	28年	29年	
一般行政部門	146人	142人	△4人
一般管理	101人	99人	△2人
福祉	45人	43人	△2人
特別行政部門	38人	37人	△1人
教育	38人	37人	△1人
公営企業等会計部門	109人	107人	△2人
病院	79人	78人	△1人
水道	8人	7人	△1人
下水道	5人	5人	0人
その他	17人	17人	0人
合 計	293人	286人	△7人

※各年4月1日現在の数値

※地方公共団体定員管理調査による職員数で、町長、副町長、教育長を除いた人数

③定員管理の数値目標の年次別進ちょく状況の概要

部門	職員数			32年の数値 目標 (C)	進ちょく率
	17年 (A)	27年	29年 (B)		
一般行政部門	213人	145人	142人	144人	102.9%
特別行政部門	54人	38人	37人	39人	113.3%
公営企業等会計部門	47人	35人	32人	35人	125.0%
合 計	314人	218人	211人	218人	107.3%

※各年4月1日現在の数値

※進ちょく率は $(B - A) / (C - A) \times 100$ で求めた率

※公立香住病院を除く

3 職員の給与の状況

2 職員の人事評価の状況

職員の能力および業績を把握した上で、行う人事評価制度を本格導入しており、「業績評価」と「能力評価」の両面から評価を行いました。

人事評価結果は翌年度の勤勉手当に反映するとともに、人材育成（職員研修）や分限などに活用しています。

①人件費の状況

住民基本台帳人口	18,387人
歳出額 (A)	14,136,598千円
実質収支	354,419千円
人件費 (B)	1,832,440千円
人件費率 (B / A)	13.0%
前年度人件費率	12.8%

※住民基本台帳人口は平成28年度末現在の数値

※平成28年度普通会計決算額を基に計算

※人件費には、一般職給与や共済費（社会保険料）のほかに、特別職給与、議会議員報酬、各種委員や消防団員など非常勤職員に支給される報酬などを含む

人件費 (B) は、前年度比 64,510千円の減

②職員給与費の状況

職員数 (A)	182人
給与費 (B)	1,046,982千円
給料	678,785千円
職員手当	103,913千円
期末・勤勉手当	264,284千円
一人当たり給与費 (B / A)	5,753千円

※平成28年度普通会計決算額を基に計算

※職員数は、平成28年4月1日現在の人数

※職員手当には、退職手当を含まない

④ラスパイレス指数の状況

年度	ラスパイレス指数
平成28年度	95.0
平成27年度	95.2

※各年4月1日現在の数値

※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の職員の給与水準を示す指数

⑤職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況

区分	一般行政職	技能労務職	教育職
平均年齢	43.4歳	55.2歳	38.5歳
平均給料月額	317,400円	341,600円	289,300円
平均給与月額	339,800円	360,800円	299,200円

※平成29年4月1日現在の数値

※給与は、給料と諸手当（扶養手当、通勤手当など）の合計額

⑤職員の初任給の状況

区分	初任給	
	香美町	国
一般行政職		
大学卒	178,200円	178,200円
高校卒	146,100円	146,100円
技能労務職		
高校卒1級	148,200円	—
高校卒2級	153,000円	—
教育職		
大学卒	178,200円	—
短大卒	158,800円	—

※平成29年4月1日現在の数値

⑦一般行政職の級別職員数などの状況

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事	14 人	8.8%
2 級	主事	9 人	5.7%
3 級	主査	66 人	41.5%
4 級	主幹	44 人	27.7%
5 級	副課長、課長	15 人	9.4%
6 級	課長	11 人	6.9%
合 計		159 人	100.0%

※平成 29 年 4 月 1 日現在の数値

※町の給与条例に基づく行政職給料表の級区分による職員数

※標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する職員の代表的な職務

⑥職員の経験年数・学歴別平均給料月額状況

区分	経験年数		
	10 年	15 年	20 年
一般行政職			
大学卒	244,800 円	280,367 円	321,500 円
高校卒	211,200 円	250,500 円	286,000 円
技能労務職			
高校卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし
中学卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし
教育職			
大学卒	244,800 円	278,700 円	該当者なし
短大卒	該当者なし	該当者なし	299,500 円

※平成 29 年 4 月 1 日現在の数値

(3) 地域手当

対象地域	支給率	対象職員数	国の制度(支給率)
神戸市	9.25%	2 人	12%

※平成 29 年 4 月 1 日現在の数値

(4) 特殊勤務手当

区分	全職種
支給実績	261,014 円
支給職員一人当たり平均支給年額	18,640 円
職員全体に占める手当支給職員数(割合)	14 人(7.7%)
手当の種類	危険作業手当
	死体処理従事手当
	廃棄物処理業務手当

※平成 28 年度普通会計決算額を基に計算

(5) 時間外勤務手当

区分	全職種
支給実績	38,221,000 円
支給職員一人当たり平均支給年額	248,188 円

※平成 28 年度普通会計決算額を基に計算

(6) そのほかの手当

手当名、内容および支給単価	国の制度との比較	
	違いの有無	相違点
扶養手当 扶養親族のある職員に対して支給 ①配偶者：月額 10,000 円、②子：月額 8,000 円、③父母など：月額 6,500 円 ※特定期間（16 歳～22 歳）の子は、月額 5,000 円を加算 ※配偶者がいない場合、子のうち 1 人は月額 10,000 円 ※配偶者、扶養親族の子がいない場合、父母などのうち 1 人は月額 9,000 円	無	—
住居手当 自ら居住するための住宅を借り受け、家賃を支払っている職員に対して支給 支給限度額：月額 27,000 円	無	—
通勤手当 通勤のため交通機関、自動車などを使用している職員に対して支給 (通勤距離が 2km 未満である職員を除く) ①交通機関などを利用 ・運賃など相当額（鉄道など利用者は 6 ヶ月定期券の額） ・支給限度額：月額 55,000 円 ②自動車などを利用 ・通勤距離に応じて月額 2,100 円～31,600 円	一部異なる	②の場合、使用距離区分が国よりも細かい

※平成 29 年 4 月 1 日現在の数値

⑧職員手当の状況

(1) 期末・勤勉手当

区分	香美町		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6 月期	1.225 月	0.85 月	1.225 月	0.85 月
12 月期	1.375 月	0.85 月	1.375 月	0.85 月
計	2.60 月	1.70 月	2.60 月	1.70 月
加算措置	職制上の段階、職務の級などによる加算措置		職制上の段階、職務の級などによる加算措置	

※平成 29 年 10 月 1 日現在の数値

(2) 退職手当

区分	香美町		国	
	自己都合	勤奨・定年	自己都合	勤奨・定年
勤続 20 年	20.445 月	25.55625 月	20.445 月	25.55625 月
勤続 25 年	29.145 月	34.5825 月	29.145 月	34.5825 月
勤続 35 年	41.325 月	49.59 月	41.325 月	49.59 月
最高限度額	49.59 月	49.59 月	49.59 月	49.59 月
加算措置	定年前早期退職特例措置(3%～45%加算)		早期退職募集制度(3%～45%加算)	
退職時特別昇給	なし		なし	

※平成 29 年 4 月 1 日現在の数値

⑨特別職の報酬などの状況

職名	区分	月額	区分	支給割合
町長	給料	752,000 円	期末手当	6 月期：2.075 月 12 月期：2.225 月 合 計：4.300 月
副町長		616,000 円		
教育長		564,000 円		
病院事業管理者		526,000 円		
議長	報酬	321,000 円	期末手当	6 月期：2.075 月 12 月期：2.225 月 合 計：4.300 月
副議長		237,000 円		
議員		214,000 円		

※平成 29 年 10 月 1 日現在の数値

③育児休業の取得状況

平成 28 年度中に新たに育児休業を取得した職員	4 人
平成 27 年度から引き続き育児休業を取得している職員	10 人

※平成 28 年度の数値

※育児休業とは、職員が 3 歳に満たない子を養育するために休業することができる制度で、この期間中の給与は支給されない

①勤務時間の状況

勤務時間	開始時刻	午前 8 時 30 分
	終了時刻	午後 5 時 15 分
休憩時間	正午～午後 1 時	
週休日	土曜日、日曜日	
1 週間の正規の勤務時間	38 時間 45 分	

※平成 29 年 4 月 1 日現在の数値

②年次有給休暇の取得状況

概要	平均取得日数
1 年につき 20 日付与	10.4 日
※翌年に繰り越し可能（最大 20 日）	

※平成 28 年 1 月 1 日～同年 12 月 31 日までの数値

※年間を通して在職した一般職の平均取得日数

4 職員の勤務時間と勤務条件の状況

①職務専念の義務の免除
職員は、地方公務員法により、職務に専念する義務がありますが、法律または条例に特別の定めがある場合に、限定的に当該義務を免除されることがあります。

条例で職務専念義務を免除できる場合としては、休暇のほか「香美町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」で規定しており次の場合などがあります。

6 職員の服務の状況

②懲戒処分の状況

処分件数	0 件
戒告	0 件
減給	0 件
停職	0 件
免職	0 件

※平成 28 年度の数値

※懲戒処分とは、法律または条例、規則に違反した場合、職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合に、戒告、減給、停職、免職となる不利益処分のことをいう

①分限処分の状況

処分件数	0 件
降任	0 件
免職	0 件
休職	0 件
降給	0 件

※平成 28 年度の数値

※分限処分とは、勤務成績が良くない場合、心身故障のために職務遂行に支障がある場合、長期休養を要する場合などに、公務能率の維持およびその適正な運営の確保を目的として、降任、免職、休職、降給させる不利益処分のことをいう

5 職員の分限および懲戒処分の状況

- ・職員の資質および職務遂行能力の向上を図るための研修を受ける場合
- ・職務の遂行に関連のある資格の試験を受験または更新する場合
- ・職務執行に関し密接な関連のある国、県またはほかの地方公共団体もしくは公共的団体の職務に従事する場合
- ・消防団員または水防団員としての業務に従事する場合
- ・定期健康診断または町長が認める健康診断を受ける場合
- ②営利企業などの従事制限に関する許可
職員は、地方公務員法により、営利企業などへの従事が制限されています。ただし、任命権者の許可を受けて営利企業などに従事することが認められています。第 3 セクターの役員に就任する場合などがこれにあたります。
- 7 職員の退職管理の状況
地方公務員法第 38 条の 2 の規定により、営利企業などに再就職した元職員が、離職前の職務に関して、現職職員への働きかけをすることが禁止されています。
- 本町でも、同法の規定によって退職管理の適正化を図るよう取り組んでいます。

8 職員の研修の状況

主催者	研修名および受講者数
兵庫県自治研修所	職員 1 部研修 2 人、職員 2 部研修 1 人、監督職研修 2 人、管理職研修 1 人、政策づくりの基本研修 1 人、行政法研修 1 人
但馬広域行政事務組合	人権研修(Ⅰ) 7 人、人権研修(Ⅱ) 3 人、管理職員研修 3 人、新任職員研修(前期・後期) 6 人、地方自治法研修 5 人、民法研修 7 人、法制執務研修 6 人、監督職研修 5 人、女性リーダー養成研修 2 人、プレゼンテーション研修 5 人、中堅職員研修 2 人
兵庫県町村会	中堅職員ブラッシュアップ研修 1 人、係長役割認識研修会 2 人、課長役割認識研修会 2 人、政務担当職員研修 2 人、エルダー研修(前期・後期) 2 人、輝く地域づくり研修会 7 人
兵庫県自治協会	パソコン研修 10 人
兵庫県	新地方公会計の整備に関する研修 1 人、地域おこし協力隊研修 4 人、地方債事務担当職員研修 3 人、地方公営企業会計担当職員研修 2 人、給与事務担当職員研修 1 人、人事労務担当職員研修 2 人
全国市町村国際文化研修所	専門研修 5 人
ふれあい旅行実行委員会	第 28 回ふれあい旅行福祉ボランティア研修 6 人
香美町	情報セキュリティ研修 338 人、認知症サポーター養成講座 183 人、交通安全講習会 363 人、障害者差別解消法研修 80 人、評価者研修 37 人、地域連携教育研修 5 人、新任職員研修 6 人、新任職員職場外研修 5 人、人権研修 100 人

※平成 28 年度の数値

②公務災害など認定状況

項目	件数
公務災害発生件数	8 件
通勤災害発生件数	1 件

※平成 28 年度の数値

※職員は、公務上または通勤時に発生した災害によって身体的損害を受けた場合、補償を受けることができる

①福利厚生状況

区分	内容
健康管理	定期健康診断、ストレスチェック、人間ドック、脳ドック、子宮がん検診を実施
共済制度	職員は、兵庫県市町村職員共済組合または公立学校共済組合に加入しています。職員の掛け金と、町の負担金で運営され、短期(医療保険)、長期(公的年金)、福祉(保健、貯金、貸付)などの事業を行っています。
互助制度	職員は、(一財)兵庫県市町村職員互助会または(一財)兵庫県学校厚生会に加入しています。共済制度と同じく、職員の掛け金と、町の負担金で運営され、福利厚生事業(各種見舞金、各種祝金、弔慰金などの給付)を行っています。

※平成 28 年度

9 職員の福祉および利益の保護の状況

区分	実施状況
勤務条件に関する措置の要求状況	0 件
不利益処分に関する不服申し立ての状況	0 件

※平成 28 年度の数値

※公平委員会は、地方自治法および地方公務員法に定められた、職員の勤務条件に関する措置の要求や職員に対する不利益処分を審査し、必要な措置を行う行政委員会
香美町では、地方公務員法の規定に基づき但馬の市町で共同設置した「但馬公平委員会」で事務処理が行われている

11 公平委員会の報告事項

区分	実施状況
競争試験	9 人
選考	3 人

※平成 28 年度の数値

※職員の採用方法は、試験と選考の 2 種類
選考による採用は、医師など免許や資格などを必要とする職などに限られている

10 職員の競争試験および選考の状況